

平成18年6月13日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目1番13号  
キーウェアソリューションズ株式会社  
代表取締役会長 岡 田 昌 之

### 第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、お届け印ご捺印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |           |         |   |      |
|-----------|---------|---|------|
| 1.日       | 時       | 平成18年6月29日(木曜日)   | 午後4時 |
| 2.場       | 所       | 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号<br>京王プラザホテル 47階「あおぞらの間」                |      |
| 3.会議の目的事項 | 報 告 事 項 | 第41期(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)<br>営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件 |      |
|           | 決 議 事 項 |   |      |
|           | 第1号議案   | 第41期利益処分案承認の件   |      |
|           | 第2号議案   | 定款一部変更の件  |      |
|           | 第3号議案   | 取締役9名選任の件   |      |
|           | 第4号議案   | 監査役1名選任の件   |      |

以 上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ) 修正事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ(<http://www.keyware.co.jp/>)にて、修正後の内容を開示いたします。

## 営 業 報 告 書

〔 自 平成17年4月 1日 〕  
〔 至 平成18年3月31日 〕

### ・ 営 業 の 概 況

#### 1 . 営 業 の 経 過 お よ び 成 果

当期のわが国経済は、輸出の好調が関連産業の設備投資を勢いづかせたことにより景気は踊り場を脱し拡大を続けました。また、足下で景気足踏みの原因となっていたIT関連輸出も底打ちし、ゆっくりと回復を遂げております。

情報サービス産業におきましては、経済産業省の特定サービス産業動態統計によれば、売上高が12月単月ではいったん前年同期比で微減したものの、1月以降再び増加に転じております。受注ソフトウェアに関しても5月以降、年度末に至るまで一貫して売上増加が続きまして。

このような状況のもと、当社の受注高は15,928百万円(前期比465百万円減、2.8%減)、売上高は15,748百万円(前期比113百万円増、0.7%増)となりました。売上高のうちシステム開発事業は、9,620百万円(前期比571百万円増、6.3%増)、総合サービス事業の売上高は、6,127百万円(前期比457百万円減、6.9%減)となりました。損益面は、売上総利益2,889百万円(前期比105百万円増、3.7%増)となりましたが、引き続き販売費および一般管理費の削減を鋭意進めた結果、営業利益533百万円(前期比303百万円増、132%増)、経常利益473百万円(前期比299百万円増、172%増)ともに増加いたしました。投資有価証券評価損、商品評価損に伴う特別損失が発生したことにより、税引前当期純利益は399百万円(前期比99百万円増、33.1%増)となり、法人税、住民税及び事業税および法人税等調整額の計上により当期純利益は454百万円(前期比282百万円増、163%増)となりました。

売上高および損益面における前期比での増加につきましては、システム開発事業のうち官庁案件、放送・通信事業者向け案件が大きく寄与しましたが、総合サービス事業は概して主要顧客向けの案件が低迷していたため、ERP事業、SI事業などで新規顧客開拓を進めましたが、業績に寄与するには至りませんでした。

## 2. 受注および販売の状況

### (1) 受注実績

(単位：千円)

| 区 分      | 第40期       |        | 第41期(当期)   |        |       |
|----------|------------|--------|------------|--------|-------|
|          | 金 額        | 構成比    | 金 額        | 構成比    | 前期比   |
| システム開発事業 | 9,619,547  | 58.7%  | 10,501,032 | 65.9%  | 9.1%  |
| 総合サービス事業 | 6,774,664  | 41.3%  | 5,427,647  | 34.1%  | 19.8% |
| 合 計      | 16,394,212 | 100.0% | 15,928,679 | 100.0% | 2.8%  |

(注) は、減少を示します。

### (2) 販売実績

(単位：千円)

| 区 分      | 第40期       |        | 第41期(当期)   |        |      |
|----------|------------|--------|------------|--------|------|
|          | 金 額        | 構成比    | 金 額        | 構成比    | 前期比  |
| システム開発事業 | 9,049,157  | 57.9%  | 9,620,326  | 61.1%  | 6.3% |
| 総合サービス事業 | 6,585,243  | 42.1%  | 6,127,885  | 38.9%  | 6.9% |
| 合 計      | 15,634,400 | 100.0% | 15,748,212 | 100.0% | 0.7% |

(注) は、減少を示します。

## 3. 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は、26百万円であり、主なものは社内IP電話導入に伴う設備工事11百万円、府中ビルの賃貸開始に伴う改装工事等9百万円であります

## 4. 資金調達の状況

設備投資資金は自己資金もしくは銀行借入でまかないました。

当社は、取引銀行4行との間で、総額50億円のコミットメントライン契約を締結するとともに約定返済つきのシンジケートローン契約および長期借入契約を締結しており、運転資金の効率的、安定的な資金調達を行っております。

なお、当期末借入金残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 借 入 契 約      | 極 度 額 | 借入金残高   | 備 考                         |
|--------------|-------|---------|-----------------------------|
| コミットメントライン契約 | 50億円  |         |                             |
| シンジケートローン契約  |       | 600,000 | うち1年以内返済予定<br>長期借入金 300,000 |
| 長 期 借 入 金    |       | 800,000 | うち1年以内返済予定<br>長期借入金 200,000 |

## 5. 対処すべき課題

すでに景気拡大期間においてバブル景気に並び、戦後最長のいざなぎ景気を超えるとも予想される我が国経済は、基本的には景気の回復基調が大きく崩れることはないものと思われまます。2006年度下期にかけて、原油価格急騰、財政・金融政策の急すぎる引き締めによる景気失速等がない限り、デフレ脱却も鮮明になるものと予想されまます。

こうした中、情報サービス産業は、緩やかに拡大基調が続くものと見込まれまます。前年度、新規のIT投資が大幅に増加した反動により大きな拡大は望めないまでも、依然高水準の投資が見込まれておりまます。投資目的はシステム再構築が主体となり、再構築においてはハードウェアの脱メインフレーム化、ソフトウェアの脱独自開発とパッケージの採用が顕著に見込まれまます。開発技術者の人手不足感も強まることが予想されるなか、ユーザ企業や大手SIerによる発注先の選別においては企画提案力が重視されるものと見込まれまます。

当社は、このような事業環境にあっても存在感を長期・安定的に示しうる企業となるため、引続き競争力のある事業の選別と当該事業群への集中、競争力を喪失しつつある事業の果敢な整理・統廃合を進めてまいりまます。

この結果を踏まえ、今年度組織改変において、昨年度に開始した新規事業であるkeyCOMPASS、IPテレフォニー両事業の推進を通じた「事業構造の変革」をさらに強力に進めるため、三つ目の事業本部として「コーポレートソリューション事業本部」を設置いたしました。当社の言う「コーポレートソリューション」とは、経営戦略の立案、日本版SOX法対応、EA(Enterprise Architecture)等の情報システム戦略の立案といった経営とITの統合ソリューションを指しまます。当社が提供するコーポレートソリューションは、当社の強みとするERPやグループウェア関連のノウハウをコンサルティングに組み込んで顧客に提供することを通じ、顧客企業におけるオフィス環境ならびにそこで働くホワイトカラーの生産性革新を追求してまいりまます。

これらの施策を実行することにより、広範なコンサルティング力、新規技術力を強みとしながら、我が国情報サービス産業において独自の地位を築いてまいりまますので、株主の皆様におかれまますは、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りまますようお願い申しあげまます。

## 6. 営業成績および財産の状況の推移

| 区 分                       | 第 3 8 期                      | 第 3 9 期                      | 第 4 0 期                      | 第 4 1 期<br>( 当 期 )           |
|---------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
|                           | 自平成 14 年 4 月<br>至平成 15 年 3 月 | 自平成 15 年 4 月<br>至平成 16 年 3 月 | 自平成 16 年 4 月<br>至平成 17 年 3 月 | 自平成 17 年 4 月<br>至平成 18 年 3 月 |
| 受 注 高 (千円)                | 18,181,187                   | 17,446,793                   | 16,394,212                   | 15,928,679                   |
| 売 上 高 (千円)                | 18,977,285                   | 16,765,770                   | 15,634,400                   | 15,748,212                   |
| 経 常 損 益 (千円)              | 761,141                      | 749,907                      | 173,750                      | 473,447                      |
| 当 期 純 損 益 (千円)            | 1,060,441                    | 571,290                      | 172,054                      | 454,121                      |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 損 益 (円) | 140.27                       | 75.56                        | 22.75                        | 60.06                        |
| 総 資 産 (千円)                | 11,169,014                   | 10,751,395                   | 7,967,241                    | 7,981,246                    |
| 純 資 産 (千円)                | 3,193,788                    | 3,782,471                    | 3,878,007                    | 4,254,960                    |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)        | 422.45                       | 500.32                       | 512.96                       | 562.82                       |

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数にて算出しております。
3. 第38期は、受注高、売上高とも減少いたしました。一部プロジェクトの仕損じの発生により経常損失は761百万円となり、固定資産除却損、投資有価証券評価損等の特別損失を計上したことにより、当期純損失は1,060百万円となりました。なお、キーウェアマネジメント株式会社を平成14年4月1日付けで100%出資子会社として設立しております。
4. 第39期は、平成15年4月1日付で地方支社・支店を全額出資子会社3社とする新設分割を行ったことにより、受注高、売上高ともに減少いたしました。損益面につきましては、生産性向上と経費削減を進めたことにより経常利益は749百万円となり、事務所移転等の特別損失を計上した結果、当期純利益は571百万円となりました。
5. 第40期は、受注高、売上高とも減少いたしました。顧客からの受注単価低減要求に加え、自社製品販売不振等および販売費の増加により経常利益は173百万円となり、有価証券売却に伴う特別利益、一部事業の撤退等に伴う特別損失を計上した結果、当期純利益は172百万円となりました。
6. 第41期は、前記1.営業の経過および成果に記載のとおりであります。

## ・ 計算書類作成会社の概況（平成18年3月31日現在）

### 1. 主要な事業内容

当社は、コンピュータソフトウェアの開発および顧客の情報システム導入のためのコンサルティングからシステム構築・運用・保守にいたるまでの、一貫した情報技術の総合サービスを主な事業としております。

| 事業区分     | 業務区分            | 事業内容   |
|----------|-----------------|--|
| システム開発事業 | ソフトウェア開発業務      | コンピュータシステム構築に必要な全体または一部のソフトウェア開発を受託して行う事業であります。  |
| 総合サービス事業 | システムインテグレーション業務 | 顧客にとって最適な企画・提案を行うことにより、そのコンピュータシステム構築を一括して請負う業務であります。<br>顧客のコンピュータシステム構築に関して、当社が主導的に行うソフトウェア開発の請負業務も含んでおります。                       |
|          | サポート・サービス業務     | 顧客のコンピュータシステム利用局面における各種課題（導入、運用、保守、評価、教育等）の解決を支援する業務であります。   |
|          | 販売業務            | 顧客の要求に応じ、最適なコンピュータおよび関連機器、パッケージソフトウェア等の他社商品を仕入れ、必要な導入支援を行い販売する業務であります。   |
|          | パッケージ業務         | 自社開発および自社が著作権を有するパッケージソフトウェア製品を顧客専用カスタマイズし、提供・販売する業務であります。また、これらのパッケージソフトを自社商品として、販売もしくはASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）にて提供する業務も含んでおります。 |

### 2. 主要な事業所

本社 東京都新宿区

八幡山事業所 東京都世田谷区

### 3. 株式の状況

(1) 会社が発行する株式の総数 普通株式 30,240,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 7,560,000株

(3) 株主数 32名

(4) 大株主(上位10名)

(平成18年3月31日現在)

| 大株主                     | 当社への出資状況 |       | 当社の当該株主への出資状況 |      |
|-------------------------|----------|-------|---------------|------|
|                         | 持株数      | 議決権比率 | 持株数           | 出資比率 |
|                         | 千株       | %     | 千株            | %    |
| 日本電気株式会社                | 2,640    | 34.92 |               |      |
| 三菱商事株式会社                | 1,320    | 17.46 |               |      |
| 岡田昌之                    | 1,157    | 15.31 |               |      |
| 有限会社フォーリーブズ             | 696      | 9.21  |               |      |
| キーウェアソリューションズ<br>従業員持株会 | 507      | 6.72  |               |      |
| 荻原百合子                   | 250      | 3.31  |               |      |
| 森下万喜子                   | 250      | 3.31  |               |      |
| 株式会社ジェイアール東日本<br>情報システム | 240      | 3.17  |               |      |
| 日本ヒューレット・パカード<br>株式会社   | 240      | 3.17  |               |      |
| 八反田博                    | 31       | 0.42  |               |      |

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 議決権比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

### 4. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

該当事項はありません。

### 5. 新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 6.従業員の状況

(平成18年3月31日現在)

| 区分      | 従業員数 | 前期末増減 | 平均年齢    | 平均勤続年数 |
|---------|------|-------|---------|--------|
| 男性      | 694名 | 44名減  | 37歳6ヵ月  | 14年4ヵ月 |
| 女性      | 70名  | 8名減   | 30歳9ヵ月  | 6年8ヵ月  |
| 合計または平均 | 764名 | 52名減  | 36歳10ヵ月 | 13年8ヵ月 |

(注) 1. 上記従業員は、期末時点での就業人員であります。

2. 上記従業員には、出向者、退職者、育児・介護休業者および病欠無給者は含んでおりません。

## 7.企業結合の状況

(1)重要な子会社の状況

(平成18年3月31日現在)

| 会社名             | 資本金<br>(千円) | 当社の議<br>決権比率<br>(%) | 主要な事業内容   |
|-----------------|-------------|---------------------|---|
| キーウェアサービス株式会社   | 50,000      | 100.0               | ソフトウェア、コンピュータ<br>関連機器の保守<br>コンピュータシステム運営<br>管理サービス                          |
| キーウェアマネジメント株式会社 | 30,000      | 100.0               | 給与計算、会計帳簿の記録<br>ならびに計算に関する事務の<br>代行業<br>ソフトウェア請負契約、リー<br>ス契約等に関する事務の代<br>行業 |
| キーウェア西日本株式会社    | 80,000      | 100.0               | ソフトウェアの開発、販売お<br>よび賃貸、情報処理サー<br>ビス、情報通信サービスおよ<br>び情報提供                      |
| キーウェア北海道株式会社    | 60,000      | 100.0               | ソフトウェアの開発、販売お<br>よび賃貸、情報処理サー<br>ビス、情報通信サービスおよ<br>び情報提供                      |
| キーウェア九州株式会社     | 40,000      | 100.0               | ソフトウェアの開発、販売お<br>よび賃貸、情報処理サー<br>ビス、情報通信サービスおよ<br>び情報提供                      |



## (2) 重要な関連会社の状況

(平成18年3月31日現在)

| 会社名            | 資本金<br>(千円) | 当社の<br>出資比率<br>(%) | 主要な事業内容                             |
|----------------|-------------|--------------------|-------------------------------------|
| 株式会社HBA        | 324,000     | 20.7               | ソフトウェアの開発、コンピュータによる情報処理の受託及び各種サービス等 |
| オーライソフトウェア株式会社 | 100,000     | 35.0               | 中国国内のソフトウェア企業を活用したソフトウェアの開発、販売、保守等  |

(注) 1. 株式会社HBAは、持分法適用会社であります。

なお、同社は、平成17年6月21日開催の定時株主総会において、216百万円の利益処分による資本組入を行うとともに、効力発生日を平成17年8月1日とする1株を3株に分割する株式分割を実施いたしました。

2. オーライソフトウェア株式会社は、重要性を鑑み持分法適用会社から除外しております。

## (3) 企業結合の経過

特記すべき事項はありません。

## (4) 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は18,522百万円(前連結会計年度比541百万円、3.0%増)となりました。また、経常利益は731百万円(前連結会計年度比469百万円、179%増)、当期純利益は689百万円(前連結会計年度比445百万円、183%増)となりました。

## (5) その他の重要な企業結合の状況

特記すべき事項はありません。

## 8. 主要な借入先の状況

(平成18年3月31日現在)

| 借入先           | 借入金残高<br>(千円) | 当該借入先が有する当社の株式 |          |
|---------------|---------------|----------------|----------|
|               |               | 株式数(千株)        | 議決権比率(%) |
| 株式会社三井住友銀行    | 960,000       | -              | -        |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 440,000       | -              | -        |

## 9. 取締役および監査役の状況

(平成18年3月31日現在)

| 地 位       | 氏 名     | 担当または主な職業  |
|-----------|---------|--|
| 代表取締役会長   | 岡 田 昌 之 |  |
| 代表取締役社長   | 八反田 博   | 執行役員社長   |
| 取 締 役     | 月 方 宏 彦 | 執行役員副社長  |
| 取 締 役     | 木 本 誠   | 執行役員専務<br>ITソリューション事業本部事業本部長                         |
| 取 締 役     | 矢 光 重 敏 | 執行役員常務<br>経営管理室長 兼 研修センタ長                            |
| 取 締 役     | 三 田 昌 弘 | 執行役員<br>経営企画室長                                       |
| 取 締 役     | 寺 尾 実   | 日本電気株式会社 執行役員<br>業種ソリューションビジネスユニット担当                 |
| 取 締 役     | 吾 郷 憲 一 | 日本電気株式会社 執行役員<br>業種ソリューションビジネスユニット第五ソ<br>リューション事業本部長 |
| 取 締 役     | 大 島 正 稔 | 三菱商事株式会社 ICT事業本部<br>ITFユニットマネージャー                    |
| 常 勤 監 査 役 | 壹ッ石 正   |  |
| 監 査 役     | 尾 崎 幸 夫 | 日本電気株式会社 業種ソリューションビジ<br>ネスユニット業種ソリューション企画本部長         |
| 監 査 役     | 豊 田 愛 祥 | 光和総合法律事務所<br>弁護士シニアパートナー                             |

- (注) 1. 取締役 高久田博氏は、平成17年5月13日辞任いたしました。横山幸栄氏、堀 徹氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 三田昌弘氏、吾郷憲一氏および大島正稔氏は、平成17年6月29日開催の第40回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしました。
3. 取締役 寺尾実氏、吾郷憲一氏および大島正稔氏は、商法第188条第2項第7号の2に定める社外取締役であります。
4. 監査役 尾崎幸夫氏および豊田愛祥氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
5. 平成18年3月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。  
なお、取締役による兼務は除いております。

執 行 役 員            中 島 哲 二  
執 行 役 員            山 口 秀 一

6. 平成 18 年 3 月 31 日執行役員任期満了に伴い、平成 18 年 4 月 1 日付をもって、以下の執行役員を選任いたしました。

| 地 位     | 氏 名     | 担当または主な業務               |
|---------|---------|-------------------------|
| 執行役員社長  | 八反田 博   |                         |
| 執行役員副社長 | 月 方 宏 彦 |                         |
| 執行役員専務  | 木 本 誠   | ITソリューション事業本部事業本部長      |
| 執行役員常務  | 矢 光 重 敏 | 経営管理室長 兼 研修センタ長         |
| 執行役員    | 三 田 昌 弘 | 経営企画室長                  |
| 執行役員常務  | 中 島 哲 二 | ITソリューション事業本部 担当        |
| 執行役員    | 山 口 秀 一 | コーポレートソリューション事業本部 担当    |
| 執行役員    | 山 田 和 男 | コーポレートソリューション事業本部 事業本部長 |
| 執行役員    | 寺 岡 眞 治 | ビジネスソリューション事業本部事業 本部長   |

#### 10. 取締役および監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

| 区 分                 | 取 締 役   |               | 監 査 役  |              | 計       |               | 摘 要     |
|---------------------|---------|---------------|--------|--------------|---------|---------------|---------|
|                     | 支給人員    | 支給額           | 支給人員   | 支給額          | 支給人員    | 支給額           |         |
| 定款又は株主総会決議に基づく報酬    | 名<br>11 | 千円<br>105,299 | 名<br>3 | 千円<br>18,384 | 名<br>14 | 千円<br>123,684 | (注 1.2) |
| 定款又は株主総会決議に基づく退職慰労金 | 名<br>1  | 千円<br>1,733   | 名<br>- | 千円<br>-      | 名<br>1  | 千円<br>1,733   |         |
| 計                   |         | 千円<br>107,032 |        | 千円<br>18,384 |         | 千円<br>125,417 |         |

- (注) 1. 平成 13 年 6 月 27 日開催の株主総会の決議による取締役の報酬限度額(商法第 269 条 1 項 1 号の報酬額)は年間 350,000 千円であります。
2. 平成 10 年 6 月 11 日開催の株主総会の決議による監査役の報酬限度額(商法第 279 条の報酬額)は年間 20,000 千円であります。
3. 支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は 86,655 千円であります。
5. 期末現在の取締役は 9 名、監査役は 3 名であり、支給人員数との相違は当期中における取締役の辞任及び退任によるものであります。

## ・決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

当社は、平成18年5月8日付で株式会社ジャスダック証券取引所から上場承認を受け、平成18年6月7日に株式会社ジャスダック証券取引所に株式上場を予定しております。株式上場にあたり、平成18年5月8日開催の取締役会において新株式発行および株式売出を決議いたしました。

### 1. 発行する株式の募集について

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| ( 1 ) 募集株式数                | 発行する普通株式 1,550,000株  |
| ( 2 ) 払込金額                 | 未 定<br>(平成18年5月18日開催予定の取締役会で決定)<br>ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が発行価額を下回る場合は、本新株式募集を中止するものとする。なお、有価証券届出書に記載する「発行価額」は、払込金額と同額とする。         |
| ( 3 ) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| ( 4 ) 発行価格                 | 未 定<br>(払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況等を勘案の上、平成18年5月29日に決定される予定)   |
| ( 5 ) 募集方法                 | 発行価格による一般募集とし、大和証券エスエムピー株式会社、野村證券株式会社、新光証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、SMB Cフレンド証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、イー・トレード証券株式会社および楽天証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。   |
| ( 6 ) 払込取扱場所               | 株式会社三井住友銀行 新宿西口支店<br>株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿新都心支店   |
| ( 7 ) 引受人の対価               | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額(引受人より当社に支払われる金額)との差額の総額を引受人の手取金とする。   |
| ( 8 ) 証券会社<br>申込受付期間       | 平成18年5月31日(水曜日)から<br>平成18年6月 5日(月曜日)まで   |
| ( 9 ) 申込株数単位               | 100株   |
| ( 10 ) 払込期日                | 平成18年6月 6日(火曜日)  |

- (11) 株券交付日 平成18年6月 7日(水曜日)
- (12) 払込金額及びその他この新株式発行に関し取締役の決定を要する事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、引受契約の締結、その他本株式の発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (13) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 株式売出について

- (1) 売出株式数 引受人の買取引受による売出し分  
普通株式 1,313,000株  
オーバーアロットメントによる売出し分  
普通株式 上限187,000株
- (2) 売出価格 未 定  
(平成18年5月29日に決定される予定)  
なお、上記1により募集する株式の発行価格と同一とする。
- (3) 売出人及び  
売出株式数 引受人の買取引受による売出し分  
東京都千代田区丸の内二丁目3番1号  
三菱商事株式会社 1,050,000株  
東京都杉並区西荻南二丁目20番8-302号  
有限会社フォーリーブズ 263,000株  
オーバーアロットメントによる売出し分  
東京都千代田区丸の内一丁目8番1号  
大和証券エスエムビーシー株式会社  
上限 187,000株  
との合計上限 1,500,000株
- (4) 売出方法 引受人の買取引受による売出し分  
売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券エスエムビーシー株式会社に全株式を買取引受けさせる。  
オーバーアロットメントによる売出し分  
上記1により発行する株式の募集および引受人の買取引受による売出しに関連して、かかる募集および当該売出しの需要状況を勘案の上、大和証券エスエムビーシー株式会社が、当社株主から借受ける当社普通株式を追加的に売出すものとする。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しは、需要状況等により一部または全部につき行わない場合がある。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額(引受人より売出人に支払われる金額)との差額の総額を引受人の手取金とする。

- ( 6 ) 証券会社 上記1により発行する株式の募集の申込受付期間と同一とする。
- ( 7 ) 申込株数単位 上記1により発行する株式の募集の申込株数単位と同一とする。
- ( 8 ) 株券受渡期日 平成18年6月7日(水曜日)
- ( 9 ) その他本株式売出しに関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、引受契約の締結、その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- ( 10 ) ただし、上記1において定める発行する株式の募集が中止された場合には、引受人の買取引受による売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しのいずれも中止される。前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

# 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部              |                  |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>6,017,463</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>2,823,800</b> |
| 現金預金               | 430,479          | 買掛金                  | 1,937,153        |
| 受取手形               | 62,101           | 1年以内返済予定             | 500,000          |
| 売掛金                | 3,730,617        | 長期借入金                | 138,654          |
| 商 品                | 27,490           | 未払金                  | 137,435          |
| 仕掛品                | 1,377,470        | 未払費用                 | 16,863           |
| 繰延税金資産             | 134,617          | 未払法人税等               | 36,063           |
| 短期貸付金              | 33,458           | 未払消費税等               | 18,044           |
| その他の               | 222,781          | 前受金                  | 39,585           |
| 貸倒引当金              | 1,553            | 預り金                  |                  |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,963,783</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>902,486</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>640,372</b>   | 長期借入金                | 900,000          |
| 建物                 | 578,640          | 長期未払金                | 2,486            |
| 車輜運搬具              | 1,789            |                      |                  |
| 工具器具備品             | 39,462           |                      |                  |
| 土地                 | 20,480           |                      |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>185,139</b>   | <b>負 債 合 計</b>       | <b>3,726,286</b> |
| ソフトウェア             | 139,205          |                      |                  |
| ソフトウェア仮勘定          | 45,933           |                      |                  |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,138,272</b> | <b>資 本 の 部</b>       |                  |
| 子会社株式              | 556,805          | <b>資 本 金</b>         | <b>1,230,000</b> |
| 投資有価証券             | 480,108          | 資本金                  | 1,230,000        |
| 長期貸付金              | 3,377            | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>3,027,858</b> |
| 差入保証金              | 81,523           | 利益準備金                | 58,440           |
| 繰延税金資産             | 1,988            | 任意積立金                | 2,463,121        |
| その他の               | 24,255           | 役員退職積立金              | 445,640          |
| 貸倒引当金              | 9,786            | 別途積立金                | 2,017,481        |
|                    |                  | 当期末処分利益              | 506,296          |
|                    |                  | <b>株式等評価差額金</b>      | <b>2,898</b>     |
|                    |                  |                      |                  |
|                    |                  | <b>資 本 合 計</b>       | <b>4,254,960</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>7,981,246</b> | <b>負 債 ・ 資 本 合 計</b> | <b>7,981,246</b> |

# 損 益 計 算 書

自平成17年4月 1日  
至平成18年3月31日

(単位：千円)

| 科 目          | 金          | 額          |
|--------------|------------|------------|
| 経常損益の部       |            |            |
| 営業損益の部       |            |            |
| 営業収入         |            | 15,748,212 |
| 営業費用         |            |            |
| 売上原価         | 12,858,960 |            |
| 販売費及び一般管理費   | 2,355,713  | 15,214,674 |
| 営業利益         |            | 533,538    |
| 営業外損益の部      |            |            |
| 営業外収入        |            |            |
| 受取利息配当金      | 14,068     |            |
| 貸料収入         | 32,037     |            |
| 雑収入          | 43,129     | 89,235     |
| 営業外費用        |            |            |
| 支払利息         | 36,456     |            |
| 支払手数料        | 44,944     |            |
| 貸設備費         | 45,777     |            |
| 雑損           | 22,148     | 149,326    |
| 経常利益         |            | 473,447    |
| 特別損益の部       |            |            |
| 特別利益         |            |            |
| 貸倒引当金戻入      | 8,295      | 8,295      |
| 特別損          |            |            |
| 固定資産除却損      | 7,196      |            |
| 投資有価証券評価損    | 11,771     |            |
| 役員退職慰労金      | 1,733      |            |
| 商品評価損        | 61,930     | 82,631     |
| 税引前当期純利益     |            | 399,110    |
| 法人税、住民税及び事業税 |            | 3,110      |
| 法人税等調整額      |            | 58,120     |
| 当期純利益        |            | 454,121    |
| 前期繰越利益       |            | 50,442     |
| 役員退職積立金取崩額   |            | 1,733      |
| 当期未処分利益      |            | 506,296    |



## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式 …………… 総平均法に基づく原価法

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの …………… 総平均法に基づく原価法

### 2. たな卸資産の評価基準および評価方法

商品および仕掛品 …………… 個別法に基づく原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

##### 定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については定額法

#### (2) 無形固定資産

##### 市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込み有効期間(3年)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法

##### 自社利用のソフトウェア

利用可能期間(5年)に基づく定額法

### 4. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権および破産更生債権については財務内容評価法により計上しております。

### 5. リース取引の会計処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 6. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しております。

## 7. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

## 会計方針の変更

当期より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6 号 平成 15 年 10 月 31 日)を適用しております。

なお、これによる損益への影響はありません。

## 貸借対照表注記事項

1. 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 881,897 千円

3. 重要なリース資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産としてソフトウェアの開発機器等があります。

4. 子会社に対する債権、債務

短期金銭債権 99,929 千円

短期金銭債務 161,677 千円

5. 保証債務高 3,074 千円

## 損益計算書注記事項

1. 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引高

|             |              |
|-------------|--------------|
| 売 上 高       | 126,196 千円   |
| 業 務 委 託 費 等 | 1,145,045 千円 |
| その他営業外取引    | 55,852 千円    |

3. 1株当たり当期純利益 60円06銭

## 利 益 処 分 案

(単位：円)

|                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| <b>当 期 未 処 分 利 益</b> | <b>506,296,993</b> |
|----------------------|--------------------|

これを次のとおり処分いたします。

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| <b>利 益 準 備 金</b> | <b>7,560,000</b> |
|------------------|------------------|

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| <b>利 益 配 当 金</b> | <b>75,600,000</b> |
|------------------|-------------------|

( 1 株につき 10 円 00 銭 )

|                  |  |
|------------------|--|
| <b>任 意 積 立 金</b> |  |
|------------------|--|

|                  |                    |                    |
|------------------|--------------------|--------------------|
| <b>別 途 積 立 金</b> | <b>350,000,000</b> | <b>433,160,000</b> |
|------------------|--------------------|--------------------|

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| <b>次 期 繰 越 利 益</b> | <b>73,136,993</b> |
|--------------------|-------------------|

独立監査人の監査報告書

平成18年5月12日

キーウェアソリューションズ株式会社  
取締役会 御中

新 日 本 監 査 法 人

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| 代表社員   | 公認会計士 | 田口 茂雄 |
| 業務執行社員 |       |       |
| 代表社員   | 公認会計士 | 関口 弘和 |
| 業務執行社員 |       |       |
| 業務執行社員 | 公認会計士 | 紙谷 孝雄 |

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、キーウェアソリューションズ株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第41期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

また、営業報告書に記載されている後発事象は、次期以降の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第41期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

### 3. 後発事象

なお、翌営業年度以降の会社の財産及び損益の状況に重要な影響を及ぼすと認められる後発事象が、営業報告書に記載されております。

平成18年5月19日

キーウェアソリューションズ株式会社 監査役会

常勤監査役 壹ッ石 正

監査役 豊田 愛祥

監査役 尾崎 幸夫

(注) 監査役豊田愛祥及び監査役尾崎幸夫は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 第41期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類20ページに記載のとおりであります。

当社は、利益処分につきまして、経営体質の強化に配慮しつつ、株主の皆様への安定的な配当の維持をはかることを基本方針としております。

当期の利益配当金につきましては、上記基本方針に基づき、1株につき10円とさせていただきますと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 事務機器および事務什器のリサイクル事業への進出をはかるため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 平成18年6月7日付け株式会社ジャスダック証券取引所への上場による新株発行に伴い発行可能株式総数を変更するものであります。
- (3) 株主総会及び取締役会の招集権者および議長を代表取締役社長に変更するものであります。
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が施行されたことに伴う変更を、以下のとおり行うものであります。

定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設、変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更など所要の変更を行うものであります。

株主が有する单元未満株式の権利を明確にするため、单元未満株式についての権利を新設するものであります。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したとみなされるため、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供を新設するものであります。

一定の要件を満たす会社にあつては、剰余金の配当等を取締役会の決議により決定することができるようになったため、株主総会の決議によらず取締役会の決議により必要に応じた機動的な剰余金の配当等の実施を可能とするため剰余金の配当等の決定機関を新設するものであります。取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができることとなりましたので、取締役会の決議の省略を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主への周知徹底をはかるため、代理人の員数を規定するものであります。

社外監査役の責任限定契約が認められたことに伴い、社外監査役との責任限定契約が締結できる旨を新設するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示す。)

| 現 行 定 款                    | 変 更 案  |
|----------------------------|--|
| 第 1 章 総 則                  | ( 現 行 の と お り )  |
| ( 商 号 )                    | ( 現 行 の と お り )  |
| 第 1 条 ( 省 略 )              | ( 現 行 の と お り )  |
| ( 目 的 )                    |  |
| 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 |  |
| 1. ( 省 略 )                 | 1. ( 現 行 の と お り )                                       |
| 8. ( 省 略 )                 | 8. ( 現 行 の と お り )                                       |
| 9. 事務機器、事務什器および事務用品の販売     | 9. 事務機器、事務什器および事務用品の販売 <u>ならびにリサイクル事業</u>                |
| 10. ( 省 略 )                | 10. ( 現 行 の と お り )                                      |
| 13. ( 省 略 )                | 13. ( 現 行 の と お り )                                      |
| ( 本 店 の 所 在 地 )            | ( 現 行 の と お り )  |
| 第 3 条 ( 省 略 )              | ( 現 行 の と お り )  |
| ( 新 設 )                    | <u>( 機 関 の 設 置 )</u><br>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
|                            | ( 1 ) 取締役会<br>( 2 ) 監 査 役<br>( 3 ) 監査役会<br>( 4 ) 会計監査人   |
| <u>( 公 告 の 方 法 )</u>       | <u>( 公 告 方 法 )</u>                                       |
| 第 4 条 ( 省 略 )              | 第 5 条 ( 現 行 の と お り )                                    |
| 第 2 章 株 式                  | ( 現 行 の と お り )  |



| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(発行する株式の総数)</p> <p><u>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 3,024 万株とする。</u></p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行 )</p> <p><u>第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。</u></p> <p>2 .当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式 (以下単元未満株式という。)</u>に係る株券を発行しない。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 名義書換代理人 )</p> <p><u>第 7 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 .<u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p><u>第 6 条 当社の発行可能株式総数は 3,644 万株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>( 単元株式数および単元未満株式に係る株券の不発行 )</p> <p><u>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</u></p> <p>2 .当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>( 単元未満株式についての権利 )</p> <p><u>第 9 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>( 1 ) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>( 2 ) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>( 3 ) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p>( 4 ) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>( 単元未満株式の買増請求 )</p> <p><u>第 10 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。</u></p> <p>( 株主名簿管理人 )</p> <p><u>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 .<u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p><u>3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の再交付、単元未満株式の買取請求の取扱い、株券喪失登録その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第8条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取請求の取扱い、株券喪失登録その他株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第9条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>(招集の時期および開催場所)</p> <p><u>第10条 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</u></p> <p><u>2. 当社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地のほか東京都区内において開催することができる。</u></p> | <p><u>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、</u><br/> <u>当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条 当社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> <p style="text-align: center;">( 現 行 の と お り )</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第13条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>(招集の時期および開催場所)</p> <p><u>第14条 ( 現 行 の と お り )</u></p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(招集者および議長)<br/> <u>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役会長が欠員であるかまたは差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。</u></p> <p>(決議の方法)<br/> <u>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u><br/> <u>2. 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>(議決権の代理行使)<br/> <u>第13条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主に限る。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)<br/> <u>第14条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。</u></p> | <p>(招集者および議長)<br/> <u>第15条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(決議の方法)<br/> <u>第16条 (現行のとおり)</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。</u></p> <p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br/> <u>第17条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対し提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)<br/> <u>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">( 削 除 )</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>第 4 章 取締役および取締役会<br/>(員 数)<br/>第 1 5 条 当社の取締役は 1 5 名以内とする。<br/>(選 任)<br/>第 1 6 条 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 . 取締役の選任については、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(任 期)<br/>第 1 7 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役)<br/>第 1 8 条 <u>取締役会の決議により、代表取締役を定める。</u></p> <p>(役付取締役)<br/>第 1 9 条 取締役会の決議により、<u>取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名定めることができる。</u></p> <p>(取締役会)<br/>第 2 0 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役会長が欠員であるかもしくは差し支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</u></p> <p>2 . ( 省 略 )</p> | <p>( 現 行 の と お り )</p> <p>(員 数)<br/>第 1 9 条 ( 現 行 の と お り )</p> <p>(選 任)<br/>第 2 0 条 取締役の選任は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 . ( 現 行 の と お り )</p> <p>(任 期)<br/>第 2 1 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役)<br/>第 2 2 条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>(役付取締役)<br/>第 2 3 条 取締役会の決議により、<u>取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名選定することができる。</u></p> <p>(取締役会)<br/>第 2 4 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2 . ( 現 行 の と お り )</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 取締役報酬および退職慰労金 )<br/> <u>第 2 1 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>( 取締役の責任免除 )<br/> <u>第 2 2 条 当社は、商法第 2 6 6 条第 1 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 . 当社は、商法第 2 6 6 条第 1 9 項の規定により、社外取締役との間で、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任に関し、同条第 1 9 項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>( 相談役および顧問 )<br/> <u>第 2 3 条 ( 省 略 )</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>( 員 数 )<br/> <u>第 2 4 条 ( 省 略 )</u></p> <p>( 選 任 )<br/> <u>第 2 5 条 監査役の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p><u>3 . 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>( 報酬等 )<br/> <u>第 2 5 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>( 取締役の責任免除 )<br/> <u>第 2 6 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p><u>2 . 当社は、社外取締役との間で、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額を限度とする。</u></p> <p>( 相談役および顧問 )<br/> <u>第 2 7 条 ( 現行のとおり )</u></p> <p>第 5 章 ( 現行のとおり )</p> <p>( 員 数 )<br/> <u>第 2 8 条 ( 現行のとおり )</u></p> <p>( 選 任 )<br/> <u>第 2 9 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(任 期)<br/> <u>第 2 6 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤の監査役)<br/> <u>第 2 7 条 監査役の互選をもって、常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)<br/> <u>第 2 8 条 ( 省 略 )</u></p> <p>( 新 設 )</p> <p>(監査役会規程)<br/> <u>第 2 9 条 ( 省 略 )</u></p> <p>(監査役報酬および退職慰労金)<br/> <u>第 3 0 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)<br/> <u>第 3 1 条 当社は、商法第 2 8 0 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> | <p>(任 期)<br/> <u>第 3 0 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役)<br/> <u>第 3 1 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)<br/> <u>第 3 2 条 ( 現行のとおり)</u><br/> <u>2 . 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)<br/> <u>第 3 3 条 ( 現行のとおり)</u></p> <p>(報酬等)<br/> <u>第 3 4 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)<br/> <u>第 3 5 条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u><br/> <u>2 . 当社は、社外監査役との間で、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額を限度とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p>(会計監査人の選任)<br/> <u>第 3 6 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>( 営 業 年 度 )</p> <p>第 3 2 条 当 会 社 の 営 業 年 度 は、 毎 年 4 月 1 日 から 翌 年 3 月 3 1 日 ま で と し、 毎 営 業 年 度 末 日 に 決 算 を 行 う。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 利 益 配 当 )</p> <p>第 3 3 条 利 益 配 当 は、 毎 営 業 年 度 末 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 も し く は 登 録 質 権 者 に 対 し て 支 払 う。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 中 間 配 当 )</p> <p>第 3 4 条 当 会 社 は、 取 締 役 会 の 決 議 に よ り 毎 年 9 月 3 0 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 も し く は 登 録 質 権 者 に 対 し、 中 間 配 当 を す る こ と が で き る。</p> | <p>( 会 計 監 査 人 の 任 期 )</p> <p>第 3 7 条 会 計 監 査 人 の 任 期 は、 選 任 後 1 年 以 内 に 終 了 す る 事 業 年 度 の う ち 最 終 の も の に 関 す る 定 時 株 主 総 会 終 結 の 時 ま で と す る。</p> <p>2 . 会 計 監 査 人 は、 前 項 の 定 時 株 主 総 会 に お い て 別 段 の 決 議 が な さ れ な か っ た と き は、 当 該 定 時 株 主 総 会 で 再 任 さ れ た も の と み な す。</p> <p>( 報 酬 等 )</p> <p>第 3 8 条 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 は、 代 表 取 締 役 が 監 査 役 会 の 同 意 を 得 て 定 め る。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>( 事 業 年 度 )</p> <p>第 3 9 条 当 会 社 の 事 業 年 度 は、 毎 年 4 月 1 日 から 翌 年 3 月 3 1 日 ま で と す る。</p> <p>( 剰 余 金 の 配 当 決 定 機 関 )</p> <p>第 4 0 条 当 会 社 は、 取 締 役 会 の 決 議 に よ り、 法 令 が 定 め る と ころ に よ り、 剰 余 金 の 配 当 等 を 行 う こ と が で き る。</p> <p>2 . 当 会 社 は、 前 項 に 定 め る 剰 余 金 の 配 当 等 を 株 主 総 会 の 決 議 に よ っ て は 行 わ な い。</p> <p>( 剰 余 金 の 配 当 の 基 準 日 )</p> <p>第 4 1 条 当 会 社 の 剰 余 金 配 当 の 基 準 日 は、 毎 年 3 月 3 1 日、 中 間 配 当 は 毎 年 9 月 3 0 日 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 も し く は 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し こ れ を 行 う こ と が で き る。</p> <p>2 . 前 項 の ほ か、 基 準 日 を 定 め て 剰 余 金 の 配 当 を す る こ と が で き る。</p> <p>( 削 除 )</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| ( 配当金等の除斥期間 )<br>第 3 5 条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。 | ( 配当金の除斥期間 )<br>第 4 2 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。 |

### 第 3 号議案 取締役 9 名選任の件

取締役全員は ( 9 名 ) 本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 9 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )               | 略歴、他の法人等の代表状況、<br>当社にける地位および担当   | 候補者の所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------|--|----------------|
| 1     | 岡 田 昌 之<br>( 昭和 11 年 2 月 24 日生 ) | 昭和 43 年 4 月 当社入社<br>昭和 49 年 5 月 株式会社 H B A ( 旧北海道ビジネスオートメーション株式会社 )<br>取締役 ( 現任 )<br>平成 5 年 6 月 代表取締役社長<br>平成 15 年 6 月 代表取締役会長兼 CEO<br>平成 16 年 4 月 代表取締役会長兼経営監督責任者<br>平成 17 年 4 月 代表取締役会長 ( 現任 )       | 1,157,200 株    |
| 2     | 八 反 田 博<br>( 昭和 19 年 1 月 1 日生 )  | 昭和 40 年 5 月 当社入社<br>平成 13 年 6 月 常務取締役兼執行役員専務営業・技術統括<br>平成 14 年 4 月 当社常務取締役兼執行役員常務ビジネスソリューション事業本部事業本部長<br>平成 15 年 6 月 当社代表取締役社長兼 COO<br>平成 16 年 4 月 当社代表取締役社長兼 CEO<br>平成 17 年 4 月 当社代表取締役兼執行役員社長 ( 現任 ) | 31,800 株       |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )         | 略歴、他の法人等の代表状況、<br>当社にける地位および担当  | 候補者の所<br>有する当社<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------|---|------------------------|
| 3         | 月 方 宏 彦<br>( 昭和19年9月14日生 ) | 平成 11 年 4 月 日本電気株式会社NT<br>Tコムウェア営業部長<br>平成 12 年 5 月 当社入社<br>平成 12 年 6 月 取締役営業本部副営業<br>本部長<br>平成 15 年 6 月 取締役兼執行役員常<br>務ビジネスソリュー<br>ション事業本部事業<br>本部長<br>平成 16 年 4 月 取締役兼執行役員専<br>務ビジネスソリュー<br>ション事業本部事業<br>本部長<br>キーウェア西日本株<br>式会社取締役(現任)<br>平成 17 年 4 月 取締役兼執行役員副<br>社長ビジネスソリュー<br>ション事業本部事<br>業本部長<br>キーウェア九州株式<br>会社取締役(現任)<br>平成 18 年 4 月 取締役兼執行役員副<br>社長(現任)<br>(他の法人等の代表状況)<br>オーライソフトウェア株式会社<br>代表取締役会長(現任) | 12,000 株               |
| 4         | 木 本 誠<br>( 昭和20年8月24日生 )   | 昭和 45 年 4 月 当社入社<br>平成 14 年 4 月 取締役兼執行役員常<br>務経営企画本部担当<br>兼経営企画本部長<br>平成 16 年 4 月 同 常務企画管理担当<br>取締役兼執行役員専<br>務企画管理担当<br>平成 16 年 10 月 取締役兼執行役員専<br>務ITソリューション事業本部事業本部<br>長(現任)<br>平成 17 年 4 月 キーウェアサービス株<br>式会社取締役(現任)   | 18,600 株               |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、他の法人等の代表状況、<br>当社にける地位および担当  | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------|---|------------|
| 4     | 木本 誠<br>(昭和20年8月24日生)   | 平成17年4月 キーウェア西日本株式会社取締役(現任)<br>キーウェア九州株式会社取締役(現任)   | 18,600株    |
| 5     | 矢光 重敏<br>(昭和26年1月24日生)  | 昭和48年4月 東急工建株式会社入社<br>平成12年3月 当社入社<br>平成13年12月 経営企画本部担当部長<br>平成14年3月 キーウェアサービス株式会社監査役(現任)<br>平成14年4月 キーウェアマネジメント株式会社監査役(現任)<br>平成15年4月 経営企画室担当部長<br>キーウェア九州株式会社監査役(現任)<br>平成15年6月 取締役兼執行役員経営管理室長<br>平成17年4月 取締役兼執行役員常務経営管理室長兼研修センター長(現任)<br>キーウェア西日本株式会社監査役(現任) | 300株       |
| 6     | 三田 昌弘<br>(昭和37年2月15日生)  | 昭和60年4月 日本電気株式会社入社<br>平成14年4月 当社入社 営業統括付理事<br>平成14年12月 経営企画本部理事<br>平成15年4月 経営企画室統括部長<br>平成16年10月 経営企画室長<br>平成17年4月 執行役員経営企画室長<br>平成17年6月 取締役兼執行役員経営企画室長(現任)   | -株         |
| 7     | 大島 正稔<br>(昭和30年10月15日生) | 昭和54年4月 三菱商事株式会社入社<br>平成14年4月 株式会社アイ・ティ・フロンティア ビジネスソリューション事業本部長<br>平成14年10月 同社 第二営業統括本部副統括本部長<br>平成15年4月 同社 ビジネスソリューション統括本部長<br>平成16年4月 同社 執行役員   | -株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、他の法人等の代表状況、<br>当社にける地位および担当  | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------|---|------------|
| 7     | 大島正稔<br>(昭和30年10月15日) | 平成17年1月 三菱商事株式会社ICT事業本部ITFユニットマネージャー<br>(現任)<br>平成17年6月 当社取締役(現任)   | -株         |
| 8     | 相澤正俊<br>(昭和21年9月20日生) | 昭和47年6月 日本電気株式会社入社<br>平成9年10月 同社第三C&Cシステム事業本部第二システム開発事業部長<br>平成12年4月 同社NECソリューションズ第二システム事業本部長<br>平成14年4月 同社NECソリューションズ執行役員兼MCシステム事業本部長<br>平成15年4月 同社執行役員<br>平成16年4月 同社執行役員常務<br>平成18年4月 同社執行役員専務<br>(現任)  | -株         |
| 9     | 丸山好一<br>(昭和22年9月30日生) | 昭和45年4月 日本電気株式会社入社<br>平成12年4月 同社NECソリューションズ第二コンピュータ事業本部ワークステーション・サーバ事業部長<br>平成14年4月 同社NECソリューションズコンピュータソフトウェア事業本部長<br>平成15年4月 同社ソフトウェア事業ライン支配人<br>平成16年4月 同社執行役員兼ソフトウェア事業企画室長<br>平成18年4月 同社執行役員常務<br>(現任) | -株         |

- (注) 1. 当社と日本電気株式会社との間には、コンピュータシステム開発等の取引があり、同社は当社と一部同一の部類に属する営業を行っております。
2. 当社と三菱商事株式会社との間には、コンピュータシステム開発等の取引があります。
3. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
4. 大島正稔、相澤正俊、丸山好一の各氏は、社外取締役の候補者であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役尾崎幸夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その後任として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査役の残任期間と同一であります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、他の法人等の代表状況、<br>当社にける地位および担当   | 所有する当社株式の数 |
|----------------------|--|------------|
| 本郷喜裕<br>(昭和22年8月5日生) | 昭和45年4月 日本電気株式会社入社<br>平成12年4月 同社 NECソリューションズシステムソフトウェア事業本部システムソフトウェア製品計画本部長<br>平成15年4月 同社 システム・サービス事業ライン システム技術計画本部長<br>平成16年4月 同社 MCシステムBU MCシステム企画本部長<br>平成17年4月 同社 MCシステムBU 主席技術主幹<br>平成18年4月 同社 官庁・公共・金融・通信ソリューションBU 官庁・公共・金融・通信ソリューション企画本部長(現任) | - 株        |

- (注) 1. 当社と日本電気株式会社との間には、コンピュータシステム開発等の取引があり、同社は当社と一部同一の部類に属する営業を行っております。  
2. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
3. 同氏は、社外監査役の候補者であります。

以上

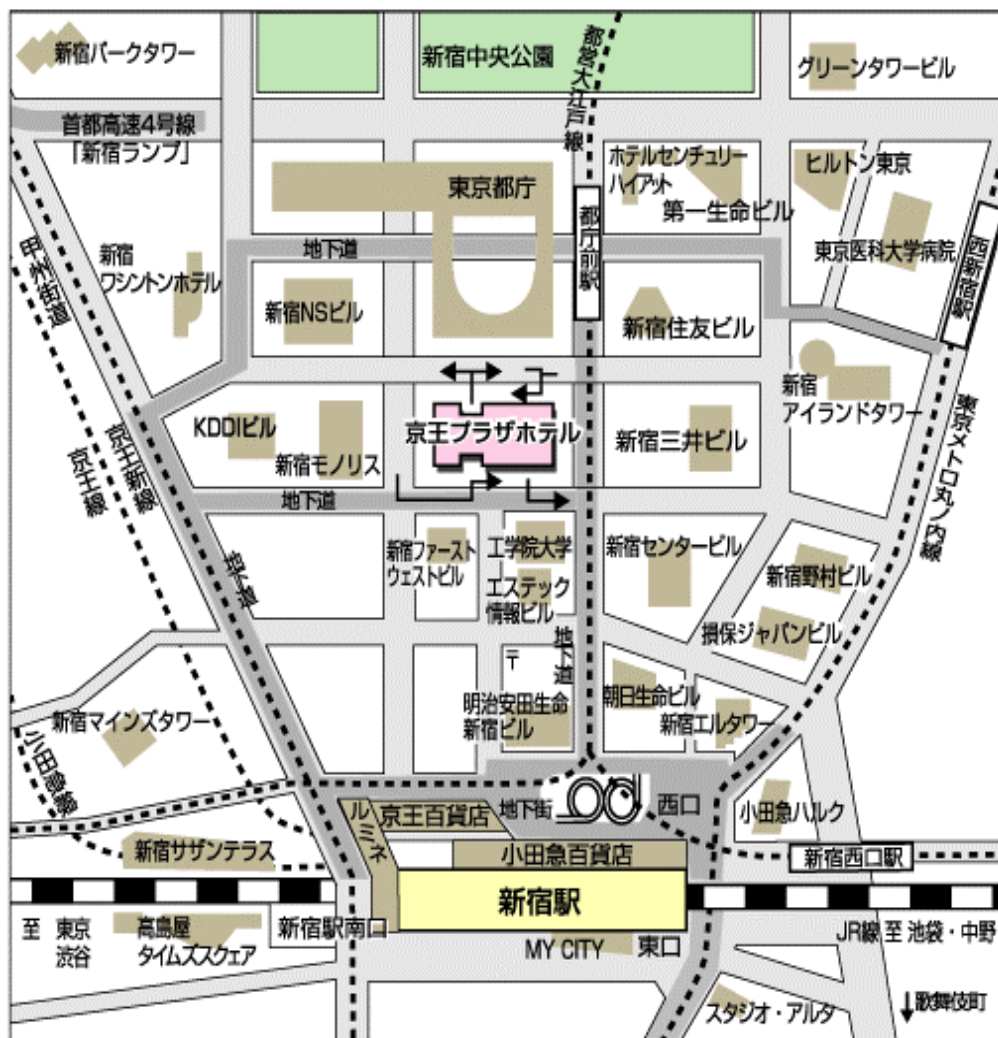






## 株主總會会場ご案内

**会 場** 東京都新宿区西新宿二丁目 2 番 1 号  
京王プラザホテル 4 7 階「あおぞらの間」



**交 通** J R 線 新宿駅西口下車 徒歩 5 分

京王線・小田急線・地下鉄（丸の内線・都営新宿線）新宿駅下車  
徒歩 5 分

地下鉄（大江戸線） 都庁前駅